



佐野市告示第108号

公共下水道事業受益者負担金賦課対象区域の決定

佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年佐野市条例第203号）第5条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めましたので告示します。

その関係図書は、佐野市都市建設部下水道課において一般の縦覧に供します。

平成30年4月2日

佐野市長 岡部正英

- 1 公共下水道事業受益者負担金賦課対象区域
高萩町、石塚町、小中町、大古屋町、鑑塚町、堀米町、奈良淵町、
吉水町、栃本町、飯田町の一部
- 2 公共下水道事業受益者負担金賦課対象区域の地番
別紙のとおり
- 3 縦覧場所
佐野市水処理センター内 佐野市都市建設部下水道課
- 4 縦覧の期間及び時間
平成30年4月2日から同月16日まで（土・日曜を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで